

町並み月報

■平成21年3月25日（第56号）

■発行責任者 澤口輝禪

小浜西組町並み協議会 第7回 役員会報告

日 時：平成21年3月4日（水）午後7時30分～午後10時

場 所：鹿島 町並み保存資料館

出席者：役員20名のうち、出席10名、委任状5名により、会が成立

1、会長挨拶の後、議長に吹田理事が就き、議事進行

2、市からの報告

(1) 平成21年度重伝建補助事業の予算について

平成21年度は伝統的建造物3棟の予算（800万円×3棟＝2,400万円）を要求している。今年度で廃止を予定していた景観形成助成事業も総額予算100万円を限度、平成21年度以降も継続されることになった。来年度（当初65万円要求）の他にすでに1件利用希望を聞いている。利用を希望される場合は事前に住民の皆さんから要望をしてほしい。その要望によって、当初予算や補正での要求をすることになる。補正の場合、9月議会で要求し、認められると、工事は10月からとなる。

平成21年度当初で要求している景観形成助成事業では、建築基準法の規制緩和の代替措置としての親子式住宅用火災警報器の設置やコンクリート塀等を取り壊して2方向避難路を確保する工事に対する補助をしようとするものである。

(2) 建築基準法の規制緩和条例案の上程について

市の都市整備課が中心となって進めていた建築基準法の規制緩和条例案が国で承認され、3月議会に条例案を提出した。

住民の皆さんで進めることができる代替措置の内容は積極的に取り組んでほしい。

(3) 伝統的建造物および伝統的建造物がある土地の固定資産税・都市計画税の減額手続きについて

1月の町並み月報でお知らせしたが、4月中旬に税金の納入通知が発送される。伝統的建造物は非課税であることが明記され、通知されるが、土地については算定額のまま通知され、その額を納入していただくことになる。

同時期に世界遺産推進室から対象者へ減額の手続き書類を発送する。書類は5月末までに世界遺産推進室へ提出していただくことになる。

伝建地区条例に違反していない者、国民健康保険税などの市税を滞納していない者が減額者として確定され、7月以降の納入通知では税額が見直され、確定者へ送付される。

本来ならば、毎年度減額を申請してもらうのだが、重伝建については特別に1度申

請するとそのまま更新される。

→澤口会長から「伝統的建造物が非課税であること、土地について減税になることを対象者に知らせてほしい。」との意見があり、減額手続きの書類と合わせて世界遺産推進室から通知することとした。

(4) 平成22年度重伝建補助事業利用希望の募集について

3月下旬の区長配布で、平成22年度重伝建補助事業利用希望の募集依頼をする。締め切りは6月8日(月)としている。

平成21年度に事業利用を提出された方もいるが、再提出をお願いしたい。

伝建審は6月下旬か7月上旬に開催し、平成22年度事業利用対象者を決定する。

(5) 地区住民・建築業者対象の説明会について

3月下旬に平成22年度事業利用希望関係の書類が配布され、地区住民の皆さんが目を通した4月下旬から5月にかけて各区で1回程度説明会を開催したいと考えている。

また、建築業者対象にも説明会を開催したいと考えているため、協議会の各区委員の方、建築部会の方の協力をお願いしたい。

(6) 飛鳥区にある新美さんの建物について

2月終わりに新美さんから活用に対する進捗状況に関する電話があった。新美さんは地区のまちづくりへの思いが強い方に利用してほしいと考えているため、問い合わせがあったら連絡をお願いしたい。なお、3月いっぱいをもって、新美さんには状況を報告したい。*詳細については『町並み月報55号』に掲載

3、議 題

(1) 基本計画案の検討

①マスタープラン(基本計画)修正案について

前回(1月27日)の会議の結果を受けて、マスタープラン案の総論部分の修正案と、各論のうち、細部項目を削除した修正案について検討し、修正案を承認。

②21年~23年度の実施項目の検討

佐野委員から、詳細の説明があり、意見交換の後、承認。

(2) 臨時総会開催の件

上記マスタープラン(基本計画)案を協議会委員に説明し、承認を得る為、臨時総会開催を会長から提案。3月25日夜開催を承認。

(3) 監査委員補充の件

監査委員が欠員となったので、臨時総会で選出してもらいたいと事務局長から提案があり、承認。

(4) 協議会規約へ「役員の任期」の項目追加の件

20年6月に成立した「小浜西組町並み協議会規約」中に、「役員の任期」についての規定がないので、臨時総会で追加してもらいたいと事務局長から提案。次の項を追加するように総会に諮ることで承認。

*追加項目案 「第8条(役員の選出) 3 役員の任期は2年とし、欠員により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。」



住宅用火災警報器

Q & A

Q 住宅用火災警報器の設置が義務付けされましたが、いつそのように決まりましたか？

A 消防法改正により平成18年6月1日に決まりました。

Q いつまでに設置しなければいけませんか？

A これから新築される住宅に関しては必ず設置しなくてはなりません。
既存の建物については、平成23年5月31日までに設置して下さい。

Q どこに設置すればよいのですか？

A 寝室に取り付けてください。2階に寝室があれば階段部分の天井にも必要です。

Q 台所には設置の義務付けがないのですか？

(一番最初に台所に必要ではないかと思いますが・・・)

A 夜間の火事を想定して、寝室に設置することを義務付けしています。台所の設置もぜひお勧めします。

Q 煙式と熱式のどちらを設置してもよいのですか？

A 逃げ遅れによる死者を防止することが目的です。
煙式の方が感知に優れていますので煙式の設置をお勧めします。台所では熱式のものをお勧めします。



若狭消防本部予防課の松崎さん(右)、山口さん(左)にお話を伺いました。

Q 簡単に取付けられますか？

A 電池式の場合は、ドライバー1本で取り付けできます。AC100V式の電池交換不要のものは配線工事が必要です。

Q 耐久年数は何年位ですか？

A 電池式のもので約10年です。

Q 設置後は報告をしなければいけませんか？

A 各家庭で設置された後は報告をお願いします。

Q どちらに報告すればよいのですか？

A 最寄りの消防署に報告してください。

Q 報告の様式はありますか？

A 「住宅用火災警報器設置届出書」という用紙が消防署にありますのでその用紙を使用して下さい。

様式第8号の5(第14条の5関係)

住宅用火災警報器設置届出書		年 月 日							
若狭消防署 消防署長 殿		届出者 住 所 電 話 () 氏 名 () 印							
建築主	住 所 氏 名	電 話 ()							
	所在地								
住宅等の 概 要	構造・規模 地上 地下	居室等の仕様別の住宅戸数							
		造 階	居室	台所	階段	戸数	居室	台所	階段
建築面積		㎡		建築面積		㎡			
設置場所		設置個数		感知方式		電源供給方式		製造者名(型式番号または確認番号)	
居 室	□燃 式() □その他()	□AC電源方式		□電池方式		□AC電源方式		□電池方式	
		□燃 式() □その他()		□AC電源方式		□電池方式		□AC電源方式	
台 所	□燃 式() □その他()	□AC電源方式		□電池方式		□AC電源方式		□電池方式	
		□燃 式() □その他()		□AC電源方式		□電池方式		□AC電源方式	
階 段	□燃 式() □その他()	□AC電源方式		□電池方式		□AC電源方式		□電池方式	
		□燃 式() □その他()		□AC電源方式		□電池方式		□AC電源方式	
設置工事者		住 所 氏 名		年 月 日		年 月 日			
設置完了年月日		年 月 日		年 月 日		年 月 日			
その他									
※受付欄				※経過欄					

備考1 届出者および建築主が、法人の場合、その名称、代表者氏名および主たる事務所の所在地を記入すること。
2 □には、該当するものにし印を付すること。
3 住宅の案内図および住宅用火災警報器の仕様書等性能を確認できる書面を添付すること。
4 ※欄には、記入しないこと

住宅用火災警報器設置届出書

石窯パンの郷 ころろ

(パン 洋菓子製造販売・男山区)

昨年10月にオープンした“ころろ”さんは、外観はいうまでもありませんが、お店の中も明治初期の建物を生かした造りになっているお店です。先代が使用されていた和菓子の木製の型をパンの棚に取り付け、インテリアとして使用されているところも目に留まりました。

使用している石窯はスペインから購入されたもので、高温時にはハードなフランスパン等を焼き、温度が下がっていく時にソフトなクロワッサンや食パンを焼き、更にはロールケーキのカステラを焼いているそうです。

奥様は「店のおすすめは高温で焼いたフランスパン等ですが、人気があるのはクロワッサンや男山トーストです。地域の皆様に愛されるお店にしたいですね。」と話してくださいました。店の2階では焼きたてパンと一緒にお茶をいただく喫茶スペースもあります。

お店の名前を“ころろ”とつけられた理由をお聞きするとご主人は「心をこめてパン等を焼く。心をこめてお客様に接する。心を大切にするというような意味を含んでいます。漢字にしないであえてひらがなにしました。」と話されました。かなにされたことがやさしい響きを感じられる所以だと思いました。

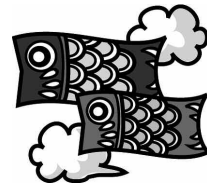


金色の文字が光る看板

町並み保存資料館 企画運営部からの「お知らせ」と「お願い」

資料館では「鯉のぼりと五月人形展」の展示を計画しています。そこで、期間中鯉のぼりと五月人形を貸して下さる方を募集しております。貸し出し可能な方は町並み保存資料館までご連絡下さい。(TEL.53-3443)

これからもいろいろと企画をしていく予定です。皆様、お気軽に資料館へお越し下さい。



***鯉のぼりと五月人形展 4 / 22 (水) ~ 5 / 10 (日) (火曜日休館)**

小浜西組町並み協議会

連絡先：浅間1 (澤口 輝禅) Tel53-2327